



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	都 市 政 策 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	〃
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・保安林の指定の解除	林 政 課
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会 計 課
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	〃
・土地改良事業計画変更の認可（14件）	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可（2件）	〃
・土地改良区の合併の認可	〃
・測量の実施（6件）	建 設 企 画 課
・測量の終了	〃
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 公安委員会告示	
・銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく医師の指定	生 活 環 境 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・分割開票区の廃止	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
・不在者投票のできる施設の指定	〃
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施（2件）	長 崎 県 公 立 大 学 法 人

規 則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第2号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年長崎県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(条例第3条第1項第1号の規則で定める区域)</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号アの規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 政令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域においては、安全上及び避難上の対策が実施されると認められる区域</p> <p>(2) 政令第29条の9第6号に掲げる区域においては、次のいずれかに該当する区域を含まない区域 ア及びイ 略</p> <p>(3) 政令第29条の9第7号に掲げる区域（政令第8条第1項第2号ロに掲げる区域に限る。）においては、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含まない区域</p> <p>2 略</p>	<p>(条例第3条第1項第1号の規則で定める区域)</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号アの規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 政令第29条の9第1号から第4号までに掲げる区域においては、安全上及び避難上の対策が実施されると認められる区域</p> <p>(2) 政令第29条の9第5号に掲げる区域においては、次のいずれかに該当する区域を含まない区域 ア及びイ 略</p> <p>(3) 政令第29条の9第6号に掲げる区域（政令第8条第1項第2号ロに掲げる区域に限る。）においては、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含まない区域</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
株式会社 福江薬局	株式会社 福江薬局 代表取締役 菅原 正典	長崎県五島市中央町5-16	令和4年1月13日	令和10年1月12日
黒崎医院	黒崎 伸子	長崎県西彼杵郡時津町浦郷275-4	令和4年1月1日	令和9年12月31日

医療法人社団八雄会 檀野医院	医療法人社団八雄会 理事長 檀野 雄一	長崎県諫早市長田町2592	令和4年1月1日	令和9年12月31日
医療法人社団披雲会 いとう整形外科	医療法人社団披雲会 理事長 伊東 大介	長崎県島原市広馬場町373番地 1	令和4年1月1日	令和9年12月31日
医療法人紫雲会 本川 医院	医療法人紫雲会 理事 長 本川 長弘	長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1489-1	令和4年1月1日	令和9年12月31日
オレンジ薬局大村店	株式会社アクシス 代 表取締役 芳野 直人	長崎県大村市松並2-184-20	令和4年1月1日	令和9年12月31日
もろおか薬局 昭和通 り店	有限会社もろおか薬品 取締役 諸岡 健吾	長崎県諫早市厚生町6-4	令和4年1月1日	令和9年12月31日
大石歯科医院	大石 久志	長崎県諫早市中尾町4-50	令和4年1月1日	令和9年12月31日
西海市国民健康保険江 島診療所	西海市長	長崎県西海市崎戸町江島2275番 地1	令和3年12月18日	令和9年12月17日
西海市国民健康保険江 島診療所(歯科)	西海市長	長崎県西海市崎戸町江島2275番 地1	令和3年12月18日	令和9年12月17日
訪問看護ステーション もも	桃李株式会社 代表取 締役 大橋 尚生	長崎県松浦市星鹿町下田免172- 1	令和3年11月26日	令和9年11月25日
医療法人済家会 柴田 長庚堂病院	医療法人済家会 柴田 長庚堂病院 理事長 柴田英徳	長崎県島原市中堀町68	令和4年1月22日	令和10年1月21日
医療法人 たなか小児 科クリニック	医療法人 たなか小児 科クリニック 理事長 田中 撰	長崎県西彼杵郡時津町浦郷396 番地17	令和4年1月1日	令和9年12月31日
わかくさ薬局	有限会社グラウベン 取締役 溝部 健	長崎県松浦市志佐町高野免120- 17	令和4年1月14日	令和10年1月13日
有限会社 ハロー薬局 島原店	有限会社ハロー薬局島 原店 代表取締役 瀬 崎誠	長崎県島原市弁天町2丁目7389 番地9	令和4年1月1日	令和9年12月31日
あじさい薬局	有限会社あじさい 代 表取締役 寺戸 章子	長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷 511番地	令和4年1月4日	令和10年1月3日

長崎県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその

例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
そえじま歯科	副島 一成	長崎県諫早市貝津町2461-5	令和3年11月1日
須山医院	須山 洋之	長崎県西海市大島町1895	令和3年10月1日

長崎県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	松島 志保	長崎県佐世保市日宇町1752-1 洋光ハウス101			令和3年11月22日
柔道整復	古野 宏	長崎市つつしが丘3丁目6-45	きらく整骨院	長崎県諫早市若葉町483-6	令和3年12月1日

長崎県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	森田 雄貴	長崎県五島市三尾野2丁目1-23 301	佐々木整骨院 大荒院	長崎県五島市大荒町186-1	令和3年12月18日

長崎県告示第59号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 重工記念長崎病院	長崎市丸尾町6番17号	令和4年4月1日	令和7年3月31日

佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9番地3	令和4年4月1日	令和7年3月31日
独立行政法人 労働者健康安全機構 長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2丁目12番5号	令和4年4月1日	令和7年3月31日

長崎県告示第60号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

加入区 の 名 称	漁 業 の 区 分
野母崎三和第2加入区	雑魚小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）
五島第3加入区	富江郷中央、富江郷小島、狩立郷及び松尾郷の区域の小型合併漁業
五島第6加入区	嵯峨島の区域の沖合刺網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
宇久小値賀第1加入区	斑島郷の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。）
美津島町第3加入区	小型合併漁業
豊玉町第3加入区	小型合併漁業及び小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）
上対馬南加入区	旧上対馬町琴漁業協同組合の区域の小型合併漁業（主としてたこつぼを営む漁業）
上対馬南加入区	旧上対馬町琴漁業協同組合の区域の小型合併漁業（1に掲げる以外の小型合併漁業）
上対馬南加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。）、旧上対馬町琴漁業協同組合の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）
美津島町高浜加入区	小型合併漁業
美津島町西海加入区	しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び釣り・はえ縄漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東彼杵郡川棚町木場郷字笹ノ本24の1・24の4・24の5・24の14・24の19・24の20・24の23（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、22の2、24の17、字陰ノ迫39の6、39の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第62号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、十八親和銀行滑石支店、十八親和銀行日見中央支店、十八親和銀行滑石中央支店及び十八親和銀行島原湊支店については令和4年2月7日から、十八親和銀行大瀬戸中央支店、十八親和銀行佐世保駅前支店及び十八親和銀行松浦中央支店については令和4年2月21日から適用する。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前																																																				
1 略		1 略																																																				
2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置		2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行滑石支店</td> <td>長崎市滑石三丁目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	十八親和銀行滑石支店	長崎市滑石三丁目	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行滑石支店</td> <td>長崎市滑石五丁目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行大瀬戸中央支店</u></td> <td><u>西海市大瀬戸町</u></td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行佐世保駅前支店</u></td> <td><u>佐世保市三浦町</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行松浦中央支店</u></td> <td><u>松浦市志佐町</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行滑石中央支店</u></td> <td><u>長崎市滑石五丁目</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行日見中央支店</u></td> <td><u>長崎市宿町</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>十八親和銀行島原湊支店</u></td> <td><u>島原市中組町</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	十八親和銀行滑石支店	長崎市滑石五丁目	略	略	<u>十八親和銀行大瀬戸中央支店</u>	<u>西海市大瀬戸町</u>	<u>十八親和銀行佐世保駅前支店</u>	<u>佐世保市三浦町</u>	略	略	<u>十八親和銀行松浦中央支店</u>	<u>松浦市志佐町</u>	略	略	<u>十八親和銀行滑石中央支店</u>	<u>長崎市滑石五丁目</u>	略	略	<u>十八親和銀行日見中央支店</u>	<u>長崎市宿町</u>	略	略	<u>十八親和銀行島原湊支店</u>	<u>島原市中組町</u>	略	略
名称	位置																																																					
略	略																																																					
十八親和銀行滑石支店	長崎市滑石三丁目																																																					
略	略																																																					
略	略																																																					
略	略																																																					
略	略																																																					
略	略																																																					
略	略																																																					
略	略																																																					
略	略																																																					
名称	位置																																																					
略	略																																																					
十八親和銀行滑石支店	長崎市滑石五丁目																																																					
略	略																																																					
<u>十八親和銀行大瀬戸中央支店</u>	<u>西海市大瀬戸町</u>																																																					
<u>十八親和銀行佐世保駅前支店</u>	<u>佐世保市三浦町</u>																																																					
略	略																																																					
<u>十八親和銀行松浦中央支店</u>	<u>松浦市志佐町</u>																																																					
略	略																																																					
<u>十八親和銀行滑石中央支店</u>	<u>長崎市滑石五丁目</u>																																																					
略	略																																																					
<u>十八親和銀行日見中央支店</u>	<u>長崎市宿町</u>																																																					
略	略																																																					
<u>十八親和銀行島原湊支店</u>	<u>島原市中組町</u>																																																					
略	略																																																					
3及び4 略		3及び4 略																																																				

長崎県告示第63号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 調達する物品の種類
 調達する物品の種類は、次のとおりとする。
 4入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】
 予定数量 795,000 リットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排

除措置を受けている者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年2月24日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4

条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。))第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

OKホーム&ガーデン住吉店

長崎県長崎市若葉町2-23

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホームインブルームメントひろせ

大分県大分市古国府四丁目7番13号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホームインブルームメントひろせ 代表取締役 中澤 孝志

大分県大分市古国府四丁目7番13号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年9月14日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1,327平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 32台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 14台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 66.9平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 8.6立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前6時10分から午後9時50分まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物東側 1箇所
建物西側 1箇所 合計2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前0時から午前6時まで

2 届出年月日

令和4年1月13日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎・JR長崎駅高架下開発計画
長崎県長崎市尾上町1番1号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社ユニテッドアローズ 代表取締役社長 執行役員 CEO 松崎 義則
東京都港区赤坂8-1-19 日本生命赤坂ビル
外86店

(変更後)株式会社ユニテッドアローズ 代表取締役社長 執行役員 CEO 松崎 義則
東京都港区赤坂8-1-19 日本生命赤坂ビル
外84店

(4) 変更の年月日

令和3年9月26日 外

2 届出年月日

令和4年1月19日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 加津佐西部土地改良区

認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 空池原土地改良区

認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 見岳土地改良区

認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 原山土地改良区

認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 原尾土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 古江・田中土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 諏訪土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 清谷土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 大苑土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 釘山土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

き、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 白木野土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 尾上土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 布津北部土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 有馬干拓土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年8月26日臨時総代会議決）を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 布津北部土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年8月24日臨時総代会議決）を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 古江・田中土地改良区
認可年月日 令和4年1月24日

土地改良区の合併の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、南島原市所在の次の土地改良区の合併を認可した。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 認可年月日
令和4年2月1日
- 2 合併により設立する土地改良区
南島原土地改良区
- 3 合併により解散する土地改良区
有馬干拓土地改良区
古江・田中土地改良区
諏訪土地改良区
馬場土地改良区
布津北部土地改良区
大苑土地改良区
原尾土地改良区
尾上土地改良区
見岳土地改良区
原山土地改良区
釘山土地改良区
清谷土地改良区
白木野土地改良区
加津佐西部土地改良区
空池原土地改良区
津波見土地改良区

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市の一部（琴海大平町、戸石町、元船町、川原町他）	令和4年1月24日から 令和4年3月15日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（3級基準点測量、用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市長畑町、宮津町	令和4年1月20日から 令和4年3月25日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐々町長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐々町内の一部（江里免、八口免、志方免、口石免他）	令和4年1月17日から 令和4年2月22日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎河川国道事務所大村維持出張所長から公共測量（1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量、3級水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市	令和4年1月24日から 令和4年2月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（UAVレーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市、時津町	令和4年1月26日から 令和4年3月25日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（時空間変位確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量、数値地図地形図データ作成（地図情報レベル1000））を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県諫早市小長井町	令和4年1月6日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

4 入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】

予定数量 795,000 リットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり。

(3) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(4) 納入場所及び条件

長崎県漁業取締船（5隻）

（積込港）（1回の最大給油量）

新長崎漁港 43,000 リットル

長崎港 10,000 リットル

佐世保港 10,000 リットル

条件の詳細については仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を

記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和4年2月24日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和4年3月22日 17時00分

8 船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書の提出場所及び提出期限（この入札に参加する者は必ず提出すること）

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和4年3月7日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和4年3月23日 10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和4年3月22日 17時00分（必着）

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。また、次の(1)から(22)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(17)から(21)は、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 船舶燃料供給にかかる確約書を提出していない者が入札をしたとき。
- (11) 船舶燃料供給にかかる確約が承認されなかった者が入札をしたとき。
- (12) 品質保証書（添付書類を含む。）を提出していない者が入札をしたとき。
- (13) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (14) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (15) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (16) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (17) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (18) 代理人が入札したとき。
- (19) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (20) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (21) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (22) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Tax-exempt Light Oil, 795,000 litter
- (2) Delivery period:

From April 1, 2022 to March 31, 2023

- (3) Delivery place:
New Nagasaki Fishing Port, Nagasaki Port and Sasebo Port
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. March 22, 2022
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 23, 2022
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年長崎県公安委員会規則第9号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

医師の氏名	勤務する病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
小澤 寛樹	長崎大学病院 精神科神経科	長崎市坂本1丁目7番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第13号

第49回衆議院議員総選挙の比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により設置した次の開票区について、開票区を分割することができる特別の事情がなくなったことから、これらの開票区を廃止する。

令和4年2月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

開票区名	開票区の区域
長崎市第1開票区	長崎市のうち本庁管内、小ヶ倉地域センター管内、土井首地域センター管内、小榎地域センター管内、西浦上地域センター管内、滑石地域センター管内、福田地域センター管内、深堀地域センター管内、日見地域センター管内、茂木地域センター管内、式見地域センター管内、東長崎地域センター管内、三重地域センター管内、香焼地域センター管内、伊王島地域センター管内、高島地域センター管内、野母崎地域センター管内及び三和地域センター管内の区域

長崎市第2開票区	長崎市第1開票区の区域を除く長崎市の区域
佐世保市第1開票区	佐世保市第2開票区の区域を除く佐世保市の区域
佐世保市第2開票区	佐世保市のうち早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域

長崎県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和4年2月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所在地	指定年月日
有料老人ホーム ベイサイド大村	大村市西部町264-4	令和4年1月27日

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学の電力調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校で使用する電力

契約電力 800 kW

年間予定使用電力量 1,545,000 kWh

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(4) 供給場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す予定契約電力及び使用電力量に応じた基本料金の単価及び電力料金の単価により算出した年間の合計金額とし、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

- (2) ア又はイに該当する者であること。
ア 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要な事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。
なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から8の入札期日までの間に文書で通知する。
（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4の部局とする。
（提出期限）令和4年2月21日（月）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ
（電話）0956-47-2191
- 5 契約事項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
（期間）この公告の日から令和4年2月15日（火）17時00分までの間（大学の休日を除く。）
（場所）4の部局とする。
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
郵送不可。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札・開札の場所及び期日等
（期日）令和4年3月9日（水）14時30分開始
（場所）長崎県立大学佐世保校大学院棟2階616教室
入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
徴しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
(2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学大型バス運行管理業務について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年2月4日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 運行管理業務の名称
長崎県立大学大型バス運行管理業務
- (2) 運行管理業務の内容等
入札説明書による。
- (3) 運行管理期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- (4) 車両保管場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校
- (5) 入札の方法
 - ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す基本業務運行料の単価及び時間外業務運行料等の単価により算出した年間の合計金額とすること。
 - イ 落札の決定は、入札書に記載した運行管理業務料金の年間予定総額によって行う。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

(3) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から4の部局において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

申請書を提出する者は、申請書に次の書類を添え、令和4年2月28日（月）17時00分までに4の部局に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ

（電話）0956-47-2191

5 契約事項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和4年2月16日（水）17時00分までの間

（場所）4の部局又は以下の部局

(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
(電話) 095-813-5500
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札・開札の場所及び期日等
(期日) 令和4年3月9日(水)13時30分開始
(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
徴しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除処置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受ける

ことが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この契約は、単価契約とする。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト